一　昇降路又はかごの出入口の戸が下げ戸又は上下戸である場合であって、戸が開いた状態において、下げ戸の上端が出入口の床先又はかごの床先と同じ高さになる場合にあっては、昇降路の出入口の床先とかごの床先との水平距離から当該下げ戸の上端の部分の厚さ及び当該下げ戸と出入口枠のすき間（二枚以上の下げ戸が重なり合って開閉する構造の昇降路又はかごの出入口の戸である場合であって、戸が開いた状態において、すべての下げ戸の上端が出入口の床先又はかごの床先と同じ高さになる場合にあっては、当該重なり合う下げ戸のすき間を含む。）を除いた長さが四センチメートル以下であること。

二　人又は物による衝撃により、安全上の支障となる損傷が生じない平板状の鋼板その他これに類するものを出入口の床先とかごの床先の間に設けるものであること。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第千五十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の十一の規定に基づき、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの制御器について安全上支障がない構造方法を次のように定める。

平成二十五年十月二十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの制御器について安全上支障がない構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の十一の規定に基づき、同令第百二十九条の八第二項第二号の規定を適用しないことにつき制御器について安全上支障のない乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの構造方法は、次の各号に掲げるものとする。

一　物を運搬する昇降機で、かご内から人が操作できない位置に操作盤（かごの昇降の操作を行う装置並びにかご及び昇降路の出入口の戸を閉じる装置に限る。以下同じ。）を設置するものであること。

二　かごが停止していない階においては、かごを操作できないものであること。

三　かごの戸及びかごが停止している階の昇降路の戸が閉じていなければ昇降の操作ができないものであること。

四　かご内に人が出入りすることのできないものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所、昇降路の出入口の戸の近くの見やすい場所及び操作盤の近くの見やすい場所に掲示すること。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第千五十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の十一の規定に基づき、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全装置について安全上支障がない構造方法を次のように定める。

平成二十五年十月二十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全装置について安全上支障がない構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百二十九条の十一の規定に基づき、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全装置について安全上支障のない構造方法を次のように定める。

第一　令第百二十九条の十第三項第一号の規定を適用しないことにつき安全装置について安全上支障のない乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの構造方法は、次の各号に掲げるものとする。

一　物を運搬する昇降機で、かご内から人が操作できない位置に操作盤（かごの昇降の操作を行う装置並びにかご及び昇降路の出入口の戸を閉じる装置に限る。以下同じ。）を設置するものであること。

二　かご内に人が出入りすることのできないものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所、昇降路の出入口の戸の近くの見やすい場所及び操作盤の近くの見やすい場所に掲示すること。

第二　令第百二十九条の十第三項第二号及び第三号の規定を適用しないことにつき安全装置について安全上支障のない乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの構造方法は、次の各号に掲げるものとする。

一　物を運搬する昇降機で、かご内から人が操作できない位置に操作盤を設置するものであること。

二　かご内に人が乗り昇降できないものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所、昇降路の出入口の戸の近くの見やすい場所及び操作盤の近くの見やすい場所に掲示すること。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第千五十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の三第二項第一号及び第二号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第二中「特殊な構造又は使用形態の特殊な構造又は使用形態」を「特殊な構造又は使用形態」に、同第一号中「及び第四号」を「、第四号及び第六号」に、同第二号中「及び第五号」を「、第五号及び第六号」に、同第三号中「次に定める構造」を「令第百二十九条の十二第一項第六号の規定によるほか、次に定める構造」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第千五十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の四第一項第二号、第二項及び第三項第五号の規定に基づき、エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

前文中「第三項第五号」を「第三項第七号」に改める。

第五中「令第百二十九条の四第三項第五号」を「令第百二十九条の四第三項第七号」に改め、同第一号中「主要な支持部分」の下に「（令第百二十九条の四第一項に規定する主要な支持部分をいう。以下同じ。）」を加え、同第二号を次のように改める。

二　主要な支持部分の断面に生ずる短期の応力度を次の式によって計算すること。

$$G_1+\alpha_1\left(G_2+P\right)+W$$

この式において、Wは、令第八十七条に規定する風圧力によって生ずる力を、G_1、α_1、G_2及びPは、令第百二十九条の四第二項の表に規定するものとする。

第五第三号中「生ずる各力」を「生ずる力」に改め、「確かめること。」の下に「この場合において、主要な支持部分に規格が定められた鋼材等を用いる場合にあっては、当該材料の引張強さを二・〇で除して求めた数値を基準強度とすることができる。」を加える。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○防衛省告示第二百号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用が平成二十五年十月二十八日次のとおり決定された。

平成二十五年十月二十九日　　防衛大臣　小野寺五典